

回 覧

農作物に被害を与えるカラスなどを駆除します

近年、落花生や大豆をはじめとした様々な農作物を、カラスなどの鳥獣類が作付けや収穫段階で食べ荒らし、商品価値をなくしてしまうといった農作物被害が全町的に広がっております。

つきましては、下記のとおり神崎町猟友会が、カラスやドバトといった農作物被害をもたらす鳥獣を銃器実包により駆除する運びとなりました。

有害鳥獣駆除実施期間中、野外で活動する場合は、目立つ服を着用するなど事故防止にご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 期 間 令和8年9月13日（日）～9月20日（日）6：00～17：00
上記期間は隊列を組んで駆除を実施し、別途狩猟期間中（11月15日～2月15日）については、個別に有害鳥獣駆除を実施します。また、イノシシなど獣類については、随時箱わな等による駆除を実施します。

2 場 所 神崎町全域（特定猟具禁止区域（銃器）を除く）
ただし、西部ライスセンター前の町道でカラス等の被害が出ているため、被害防止のため上記の期間のみ駆除を実施いたします。
※裏面のとおり

3 方 法 神崎町猟友会会員の銃器実砲による駆除

4 対象鳥獣 カラス ・ スズメ ・ ドバト ・ ムクドリ ・ ハクビシン・イノシシ等

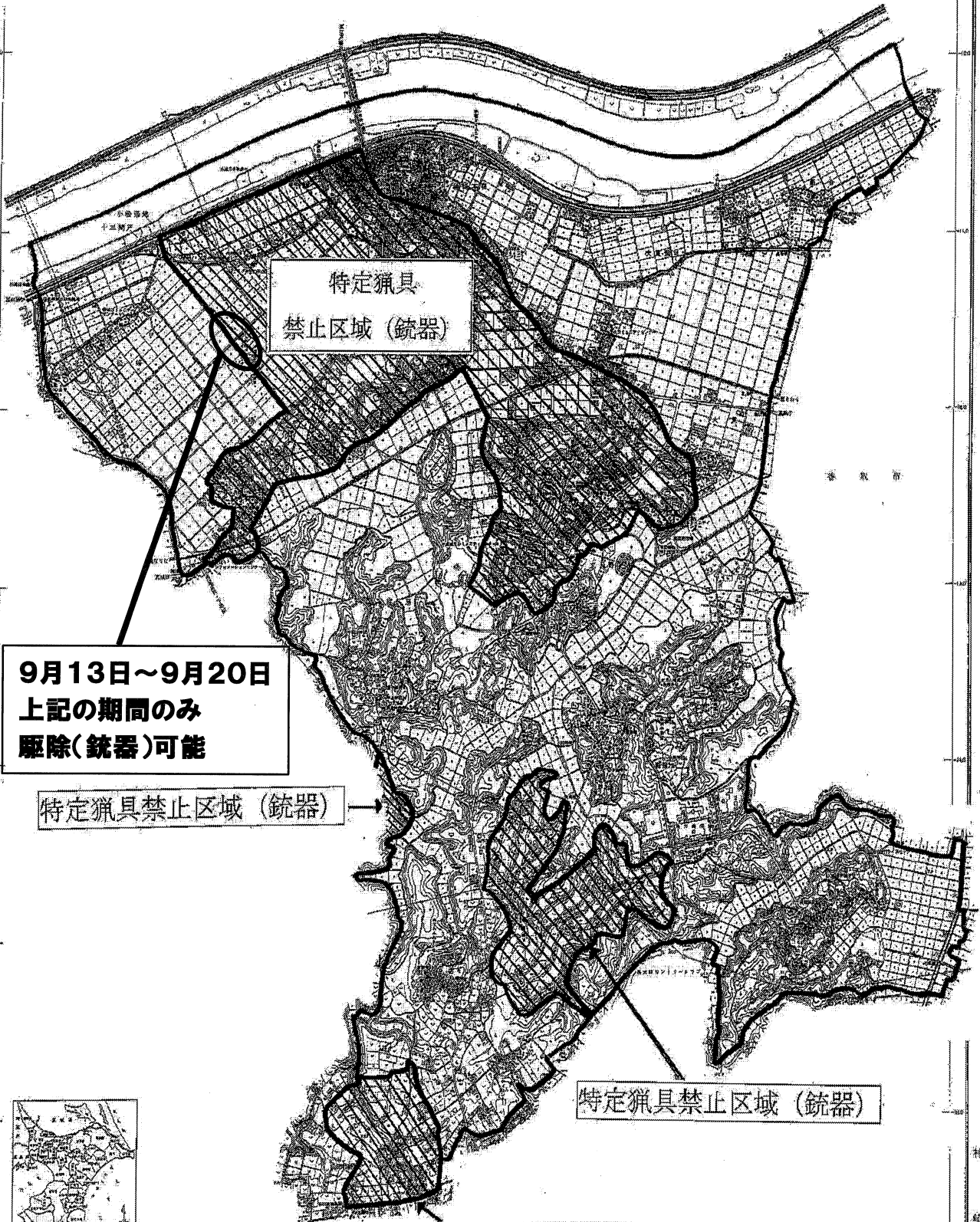
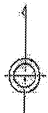
※ ご不明な点がございましたら、神崎町まちづくり課産業係（72-2114）までご連絡ください。また、ハクビシン等野生鳥獣は、皮膚病などの病気を持っている場合がありますので、素手では触れないようにしてください。

昨年の成果：カラス16羽 スズメ26羽 ドバト30羽

神 崎 町 全 図

対象地：神崎町全域

平成七年七月修正
平成七年七月修正
平成七年七月修正



**9月13日～9月20日
上記の期間のみ
駆除(銃器)可能**

特定猟具禁止区域 (銃器)

特定猟具禁止区域 (銃器)

特定猟具禁止区域 (銃器)



神
崎
町